

議案第 57 号

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例について

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）等の公布に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

## 米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 米原市都市計画税条例(平成17年米原市条例第49号)の一部を次のように改正する。

付則第15項中「もしくは第45項」を「、第45項もしくは第48項」に改める。

第2条 米原市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

付則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第15項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

### 付 則

この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

米原市都市計画税条例新旧対照表 第1条関係 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>もしくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項</u>もしくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律改正にあわせて、引用条項に法附則第15条第48項を追加する改正</li> </ul>

米原市都市計画税条例新旧対照表 第2条関係 (改正理由)

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p>(<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第43項、第44項</u>もしくは<u>第47項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある</p>	<p>付 則</p> <p>(<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、<u>第44項、第45項</u>もしくは<u>第48項</u>、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律改正にあわせて引用条項の改正</li> <li>・法律改正にあわせて引用条項の改正</li> </ul>

各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。